

令和2年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R2.5.27	R2.6.2	都営住宅31H-124東(足立区江北七丁目)工事 工事設計書	※	1														—	住宅政策本部東 部住宅建設事務 所建設課
2	R2.5.27	R2.6.2	都営住宅31H-117東(足立区竹の塚七丁目第3)工事 工事設計書	※	1														—	住宅政策本部東 部住宅建設事務 所建設課
3	R2.5.27	R2.6.2	都営住宅31H-107東(北区桐ヶ丘一丁目GW05街区)工事 工事設計書	※	1														—	住宅政策本部東 部住宅建設事務 所建設課
4	R2.5.27	R2.6.2	都営住宅31H-122東(足立区江北七丁目)工事 工事設計書	※	1														—	住宅政策本部東 部住宅建設事務 所建設課
5	R2.5.27	R2.6.2	都営住宅31H-128東(板橋区双葉町)工事 工事設計書	※	1														—	住宅政策本部東 部住宅建設事務 所建設課
6	R2.5.26	R2.6.5	国土交通大臣(〇)第〇〇号 〇〇株式会社に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 ・平成30年8月10日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書	6		1													(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部住 宅企画部不動産 業課
7	R2.6.1	R2.6.9	都営住宅標準設計単価表(平成31年度分) ・都営住宅標準設計単価表(建築)平成31年度(平成31年4月1日) ・都営住宅標準設計単価表(整備・区部版)平成31年度(平成31年4月1日) ・都営住宅標準設計単価表(再生骨材コンクリート(整備用))(区部・多摩版)平成31年度(平成31年4月1日)	※	1														—	住宅政策本部都 営住宅経営部技 術管理課
8	R2.5.28	R2.6.10	東京都知事(〇)第〇〇号 有限会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 ・平成26年2月27日受付第〇〇号の宅地建物取引業者免許申請書	27		1													(7条2号)氏名、生年月日及び住所等は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。 (7条3号)株主及び決算報告等は、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営上の地位が損なわれるため。 (7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。平面図は公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。	住宅政策本部住 宅企画部不動産 業課

令和2年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
13	R2.6.4	R2.6.11	国土交通大臣（○）第○○号 ○○株式会社に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 （1）平成30年8月9日受付第○○号の宅地建物取引業者免許申請書に係る次の公文書 ア 第一面から第四面 イ 添付書類（2）から（6）及び（8） ウ 納税証明書 （2）平成31年1月11日受付第○○号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 （3）令和元年6月5日受付第○○号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 （4）令和元年7月25日受付第○○号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 （5）令和元年10月29日受付第○○号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 （6）令和2年3月23日受付第○○号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	39	1													（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部住宅企画部不動産業課
14	R2.5.11	R2.6.12	東京都と○○丁目第○○アパート自治会との間の○○丁目第○○アパート管理委託契約書の開示					1										都営住宅の管理を、東京都から各住宅の自治会に委託しているという事実はなく、当該請求に係る公文書を実施機関では作成及び取得していないため、存在しない。	住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課
15	R2.5.11	R2.6.12	都営住宅の管理が自治会から住宅供給公社に移行された条例又は規則の開示 住宅供給公社ではなく都に返された場合であればその条例規則の開示					1										都営住宅の管理を東京都から各住宅の自治会に委託しているという事実はなく、当該請求に係る公文書を実施機関では作成及び取得していないため、存在しない。	住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課
16	R2.5.11	R2.6.12	○○区○○丁目第○○アパート（都住）に東京都に提供されている管理備品（2019年度）					1										東京都が各都営住宅に備品を提供することはなく、当該請求に係る公文書を実施機関では作成及び取得していないため、存在しない。	住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課
17	R2.6.4	R2.6.12	東京都知事（○）第○○号株式会社○○に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 （1）平成28年11月24日受付第○○号の宅地建物取引業者免許申請書に係る次の公文書 ア 第一面から第三面 イ 添付書類（2）から（6）及び（8） ウ 専任の宅地建物取引士の顔写真貼付用紙 エ 納税証明書 オ 委任状 （2）平成30年11月14日受付第○○号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	44	1													（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部住宅企画部不動産業課
18	R2.6.10	R2.6.15	東京都知事免許宅地建物取引業者リスト（令和2年6月10日現在）	※	1													—	住宅政策本部住宅企画部不動産業課

令和2年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
19	R2.6.10	R2.6.15	東京都知事（○）第〇〇号 株式会社〇〇の平成30年6月5日受付第〇〇号の宅地建物取引業者免許申請書に係る次の公文書 （1）第一面から第三面 （2）添付書類（2）から（6）及び（8） （3）専任の宅地建物取引士の顔写真貼付用紙 （4）理由書 （5）納税証明書 （6）始末書	15	1														（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部住宅企画部不動産課
20	R2.6.15	R2.6.18	（1）鹿浜五丁目アパート 移転先住宅見学会（延期していた未実施分）のお知らせ、移転日程予定表、「移転先住宅関係資料」の差替えについて、移転先住宅見学会（延期していた未実施分）等のお知らせ（概要版）（2）西保木間二丁目アパートへの戻り移転について（事前意向調査）、戻り入居意向調査票（西保木間二丁目建替事業）（3）南砂三丁目アパート 8・9・10号棟にお住まいの皆様へ 移転先住宅見学会のお知らせ、南砂三丁目アパートから仮移転中の皆様へ 移転先住宅見学会のお知らせ（4）平井一丁目アパート 今後の予定について	※	1													—	住宅政策本部東部住宅建設事務所折衝課	
21	R2.6.15	R2.6.19	（1）移転先部屋決め抽選会ご案内（6月11日）（2）移転先希望順位付け表（6月11日）（3）移転先詳細資料 その他（6月11日）（4）矢川北アパート11、15～18号棟居住者の皆様 国立富士見台四丁目アパートへの先行移転に関する意向調査の実施について（5月21日）（5）東中神アパート移転対象者の皆様へ 移転先住宅の使用許可日（予定）及び入居手続書類の提出日時について（6月10日）	111	1													—	住宅政策本部西部住宅建設事務所管理課	
22	R2.6.2	R2.6.29	東京都知事（○）第〇〇号 〇〇株式会社に係る次の公文書 （1）2住不第〇〇号 宅地建物取引業法に基づく行政処分について（免許取消）（〇〇株式会社） （2）上記（1）に係る宅地建物取引業者免許取消通知書 （3）平成27年7月21日受付第〇〇号の宅地建物取引業者免許申請書 （4）平成27年10月20日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 （5）平成27年12月2日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 （6）平成27年12月22日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 （7）平成28年6月21日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 （8）平成29年2月24日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 （9）平成29年6月28日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 （10）平成29年8月4日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 （11）令和元年10月24日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 （12）令和2年1月14日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 （13）令和2年2月14日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 （14）令和2年3月16日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 （15）令和2年2月26日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 （16）令和2年5月7日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	140	1													（7条2号）氏名、生年月日及び住所等は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。 （7条3号）株主等は、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営上の地位が損なわれるため。 （7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。平面図は公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。	住宅政策本部住宅企画部不動産課	

令和2年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
23	R2.6.2	R2.6.29	<p>東京都知事（○）第〇〇号〇〇株式会社に係る次の公文書</p> <p>（1）令和2年〇〇月〇〇日付東京都告示第〇〇号の行政処分（以下、「本件処分」という。）の端緒に関する書面（添付書類、参考資料を含む。以下、同じ）、電子メール、応接録、電話録取書その他一切の文書</p> <p>（2）本件処分の被処分者（関係者及びこれらの代理人を含む。以下、同じ）が本件処分に関して東京都（以下、「都」という。）に提出した弁明書、陳述書、釈明書、報告書その他一切の文書</p> <p>（3）都が本件処分の被処分者に対し、本件処分に関して送付した聴聞通知書その他一切の文書（宅地建物取引業免許取消通知書を除く。）</p> <p>（4）本件処分に関し、都と被処分者とのやり取りが分かる書面、電子メール、応接録、電話録取書その他一切の文書</p> <p>（5）本件処分の被処分者が提出した宅地建物取引士登録申請書</p> <p>（6）本件処分の被処分者に対して都が把握している本件処分以外の処分に関する一切の文書</p>				1	1										<p>（7条3号）宅地建物取引業法（以下、「業法」という。）第66条第1項第3号に基づく本件処分については、行政処分の端緒を明らかにすることで、業法第5条の欠格事由該当性が明らかになるおそれがあり、公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。</p> <p>（11条2号）</p> <p>請求に係る公文書は、作成及び取得していないため、存在しない。また、本件業者について、本件処分以外の処分は実施していないため、請求に係る公文書は作成しておらず、存在しない。</p>	住宅政策本部住宅企画部不動産業課
24	R2.6.19	R2.6.29	<p>旧文書 東京都知事（○）第〇〇号、同知事（○）第〇〇号 株式会社〇〇に係る次の公文書</p> <p>免許申請書一式</p>															<p>本件業者は、平成31年度に宅地建物取引業の免許更新をしており、同更新に係る免許申請書等以前の免許申請書等については、保存期間を経過しているため、本件請求に係る公文書は存在しない。</p>	住宅政策本部住宅企画部不動産業課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。